

電子提供措置の開始日 2025年7月25日

2025年5月期定時株主総会招集ご通知に際しての 交付書面非記載事項

事業報告

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制
および当該体制の運用状況

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結計算書類の連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

計算書類の個別注記表

(2024年6月1日から2025年5月31日まで)

佐鳥電機株式会社

上記事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただく電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

事業報告

会計監査人の状況

①名称 有限責任 あずさ監査法人

②報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 公認会計士法（1948年法律第103号、第2条第1項）の業務に係る報酬等の額	64百万円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	64百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、TAIWAN SATORI CO., LTD.、HONG KONG SATORI CO., LTD.、SMET SINGAPORE PTE. LTD.、SM Electronic Technologies Pvt. Ltd.およびTHAI SATORI CO., LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や監査報酬の見積り根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意をしております。
4. 上記以外に、前事業年度に係る追加報酬6百万円、国際財務報告基準（IFRS）の比較年度の監査等に係る報酬12百万円を支払っております。

③非監査業務の内容

記載すべき事項はありません。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(ご参考) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本方針として次の事項を定め、その充実および中長期的に企業価値の向上に努め、事業活動を通して社会に貢献してまいります。

- ・ 経営の透明性、健全性、遵法性の確保
- ・ 株主をはじめとする全てのステークホルダーへの適時適切な情報開示ならびにアカウンタビリティの明確化

なお、コーポレート・ガバナンスの状況については、下記の当社ウェブサイトに掲載しております。

<https://www.satori.co.jp/ir/strategy/governance.html>



<業務の適正を確保するための体制>

当社は、会社法第399条の13第1項第1号ロ、ハに定める体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を次のとおり定めております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社および当社の子会社（以下「佐鳥グループ」という）における企業倫理の確立ならびに取締役および使用人による法令、定款、社内規程および社会規範の遵守を確保するため、基本的な取り組み方針を「佐鳥グループ企業行動倫理規範」に定めている。
- (2) 代表取締役を委員長とするコンプライアンス・リスク委員会を設置し、佐鳥グループ全体のコンプライアンス体制の整備および維持を図ることとし、必要に応じて佐鳥グループの取締役および使用人（以下「役職員」という）に対する啓発や研修を行う。
- (3) 経営監査部を監査等委員会直轄の組織体制とし、佐鳥グループ各社の業務監査および財務報告に係る内部統制の評価・報告を実施することにより、業務の適正および財務報告の信頼性を確保する。
- (4) 取締役は、佐鳥グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会および代表取締役に報告するとともに、遅滞なく経営会議において報告する。
- (5) 「社内通報規程」に基づき、法令違反その他社会倫理上疑義のある行為等について、役職員が人事部門および社外の弁護士に直接通報する制度を設置し運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規則」に基づき、適切かつ検索性の高い状態で保存・管理する。

また、当該情報の取扱いについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づき運用する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 「リスク管理規則」に基づき、佐鳥グループのリスクの分類毎に担当部門を定め、各担当部門は、当該リスクの予防策を講じ、その状況を継続的にモニタリングする。

(2) リスクが現実生じた場合の緊急時対策、損害拡大防止対策、復旧対策および再発防止対策に係る諸規程を整備し、迅速かつ適切に対処することにより損失の回避・最小化に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 佐鳥グループの経営方針および経営戦略に係る重要事項については、取締役会の審議に先立って、経営会議において審議を行う。

(2) 「業務分掌規程」および「職務権限規程」において明示された職務分掌および権限に基づく業務運営を行い、分業による業務の専門化、高度化および効率化を図る。また、業務の重要度に応じて職務権限の委譲ができることとし、意思決定および業務遂行の機動性向上を図る。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 「佐鳥グループ企業行動倫理規範」を佐鳥グループ全体の行動規範とし、企業集団における業務の適正と効率性を確保するために必要な諸規程を整備し、運用する。

(2) 子会社は、「子会社管理規程」に定める事項につき、当社の事前承認および当社への報告を要する。なお、子会社は、子会社に対する当社の経営管理および経営指導が法令に違反し、社会通念上疑義があると認めたときには、当社の監査等委員会に報告し、意見を述べるができる。

(3) 子会社各社の経営については、「子会社管理規程」に基づき、その自主性を尊重しつつ、子会社各社の位置付けや規模に応じた適切な子会社管理および当社による支援等を行うことにより、適正かつ効率的な業務執行が行われる体制を整備する。

(4) 佐鳥グループは、金融商品取引法の定めに従い、財務報告の信頼性を確保するため、健全な内部統制環境の確保に努め、全社レベルで統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努める。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として専任のスタッフを監査等委員会直轄の組織である経営監査部に置くことで、監査等委員会の指示の実効性を確保する。監査等委員会は、当該使用人に対し、監査業務に必要な事項を指示することができ、当該使用人は指示された監査業務に関する一切の行為について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けない。

当該使用人の人事異動および人事考課等については監査等委員会の事前の同意を得たうえで決定するものとし、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立を確保する。なお、当該使用人は業務執行に係る役職を兼務しない。

7. 取締役および使用人等が監査等委員会に報告をするための体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議等重要な会議または委員会に出席するとともに、重要な稟議その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて役職員にその説明を求めることとし、当該役職員は速やかに適切な報告を行う。
- (2) 当社は、役職員が法令等の違反行為等、佐鳥グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実について発見したときは、直ちに監査等委員会に報告を行う。
- (3) 当社は、監査等委員会へ報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に周知する。
- (4) 監査等委員は、代表取締役、経営監査部、会計監査人および子会社の監査役と定期的に意見交換会を開催する。
- (5) 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

(1) 基本的考え方

佐鳥グループは、「佐鳥グループ企業行動倫理規範」において、反社会的勢力の排除および誠実で倫理的な企業行動を基本方針として掲げており、当該倫理規範に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これと一切の関係を遮断する。

(2) 整備状況

- ・佐鳥グループは、「コンプライアンス・リスク委員会規程」および「リスク管理規則」において、コンプライアンス・リスク委員会を頂点とした管理体制と反社会的勢力への対応統括部門を明文化し、不当要求防止責任者を設置している。
- ・当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、警察等関係機関との緊密な連携体制を構築している。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況概要は次のとおりであります。

1. コンプライアンス体制に関する取り組み

- (1) 役職員に対して、「佐鳥グループ企業行動倫理規範」を周知徹底させるとともに、各種法令の遵守や情報セキュリティに係る定期的な自己点検を実施した他、個別テーマ毎に法令遵守に関する社内研修・指導を実施し、役職員のコンプライアンス意識の向上を図っております。
- (2) コンプライアンス・リスク委員会において、佐鳥グループ各社のコンプライアンスの状況をモニタリングし、コンプライアンス体制の確保に努めました。

2. リスク管理体制に関する取り組み

- (1) コンプライアンス・リスク委員会において、佐鳥グループの重要なリスクについて、情報共有および対応策の検討等を行い、リスク管理の徹底を図っております。また、企業活動に重大な影響を及ぼす恐れがある事態が発生した場合には、「リスク管理規則」に則って対応することとしております。
- (2) 佐鳥グループ全体の取引審査体制を強化し、取引上のリスクの可視化ならびに損失リスクの回避・低減に努めております。
- (3) 佐鳥グループのBCP（事業継続計画）については、その実効性を高めるため、継続的に見直しを実施しております。また、自然災害の発生を想定した防災訓練を定期的実施しております。

3. 職務執行の効率性の確保に関する取り組み

- (1) 業務分掌および決裁権限を明確にすることにより、各セグメントにおける業務執行の効率化を図っております。
- (2) 第三者機関を利用した取締役会の実効性評価を実施しております。

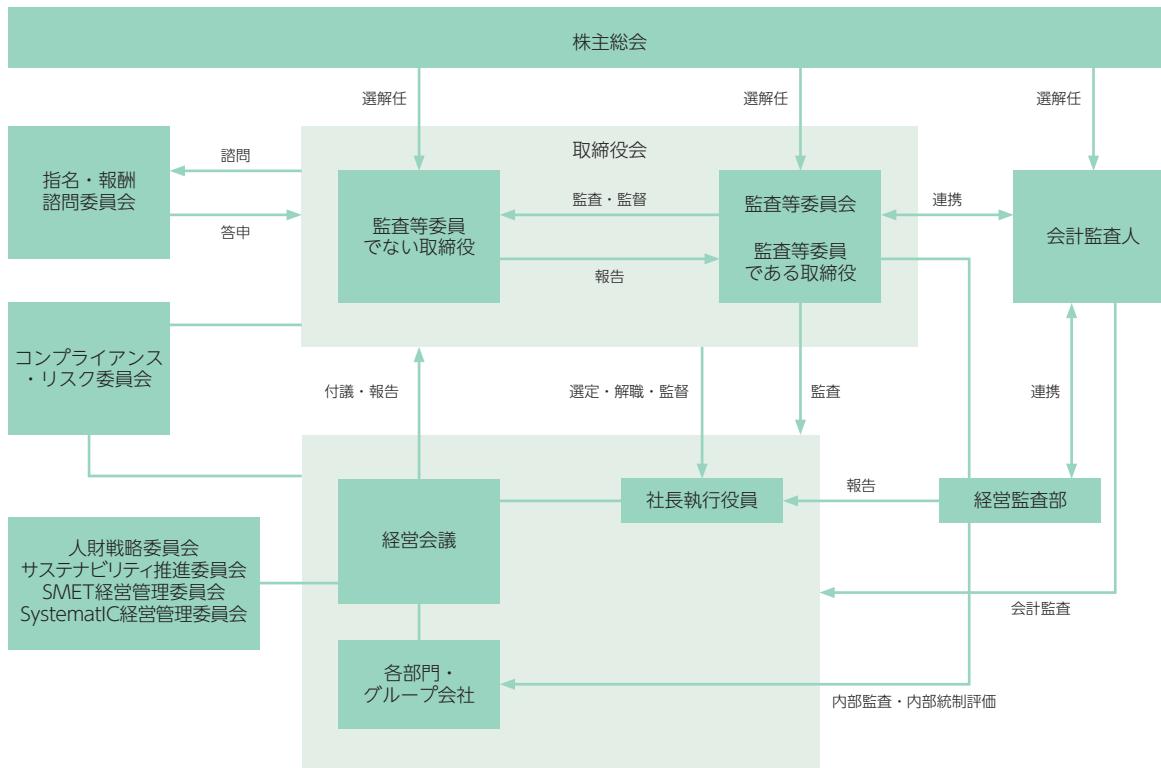
4. グループマネジメントに関する取り組み

「子会社管理規程」に基づき、子会社の経営管理の統一に努めております。また、佐鳥グループの経営方針および経営戦略に関する重要事項については、経営会議（その分科会である経営管理委員会を含む）において事前に審議および決定しております。

5. 監査等委員会による監査の適正確保に関する取り組み

- (1) 監査等委員は、取締役会、経営会議、コンプライアンス・リスク委員会等の重要な会議に出席し、職務執行等の状況の報告を受けるとともに、必要に応じて提言等を行っております。また、代表取締役、経営監査部および会計監査人とは、定例の情報交換会を設け、監査活動に関する情報共有および意見交換を行っております。
- (2) 経営監査部は内部監査計画に基づき、佐鳥グループ各社の内部監査を実施し、改善に向けた指摘を行うとともに、定期的に内部監査の状況を監査等委員会ならびに取締役会に報告しております。

<コーポレートガバナンス体制概要図>



連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 (2024年6月1日から2025年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年6月1日残高	2,611	3,447	27,288	△4,940	28,407
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,335		△1,335
親会社株主に帰属する当期純利益			2,524		2,524
自己株式の取得				△67	△67
自己株式の処分		23		80	104
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△482	△11		△493
その他			△0		△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△458	1,176	13	730
2025年5月31日残高	2,611	2,988	28,465	△4,927	29,138

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2024年6月1日残高	1,795	△23	22	3,239	5,034	1,527	34,969
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,335
親会社株主に帰属する当期純利益							2,524
自己株式の取得							△67
自己株式の処分							104
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△493
その他							△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△709	29	△0	△1,172	△1,853	△540	△2,393
連結会計年度中の変動額合計	△709	29	△0	△1,172	△1,853	△540	△1,663
2025年5月31日残高	1,085	6	21	2,067	3,181	987	33,306

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 16社

主要な連結子会社の名称

佐島パイニックス株式会社
株式会社スター・エレクトロニクス
佐島S Pテクノロジー株式会社
TAIWAN SATORI CO., LTD.
HONG KONG SATORI CO., LTD.
SHANGHAI SATORI CO., LTD.
KOREA SATORI CO., LTD.
THAI SATORI CO., LTD.
SM Electronic Technologies Pvt. Ltd.
SMET SINGAPORE PTE. LTD.
SATORI E-TECHNOLOGY (AMERICA) INC.
SATORI ELECTRIC (GERMANY) GmbH
MAGnetIC Holding B.V.

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

SHENZHEN SATORI CO., LTD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（SHENZHEN SATORI CO., LTD.）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

イ) 商品・製品・原材料

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ) 仕掛品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社については、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間に基づく定額法、ソフトウェア（市場販売目的）については、見込販売数量に基づく償却額と残存見込販売有効期間に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上する方法を採用しております。なお、当初における見込販売有効期間は3年としております。

また、顧客関連資産及び技術関連資産については、その効果の及ぶ期間にわたって償却しており、償却年数は次のとおりです。

顧客関連資産 10年

技術関連資産 5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における年間支給見込額に基づき当連結会計年度末において負担すべき額を計上しております。

③ 役員株式給付引当金

当社株式の交付及び給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。

④ 事業譲渡損失引当金

会社分割後の株式譲渡に伴い今後発生すると予想される損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員に対する退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額一括費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理することとしております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループの事業は、半導体、電子部品の販売および製品の開発、設計、製造、販売を行う事業を主とし、産業インフラ事業の一部で電子機器の販売および製品の開発、設計、製造、販売を行っております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

主に商品及び製品の支配が顧客に移転した時点である着荷時に収益を認識しております。また、輸出販売取引においては、実質的な検収が求められる取引を除き、インコタームズに基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

産業インフラ事業の一部においては、顧客が商品及び製品を検収した時点で収益を認識しております。また、保守サービス等の契約期間にわたり役務提供を行う契約においては、契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

なお、商品又はサービスの販売のうち代理人として行われる取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

本人か代理人かの判断にあたっては、下記の指標に基づき総合的に判断しております。

- ・商品又はサービスの契約の履行に対して、主たる責任を有しているか
- ・商品又はサービスが顧客に移転される前後において、在庫リスクを有しているか
- ・商品又はサービスの価格の設定において、裁量権を有しているか

また、取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象

為替予約…外貨建債権債務及び外貨建予定取引

金利スワップ…借入金の金利

③ ヘッジ方針

為替予約取引については、為替相場の変動によるリスク回避を目的とし、通常の外貨建営業取引に係る契約等を踏まえ、必要な範囲内で為替予約取引を利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

金利スワップ取引については、資金調達に限定し、資金調達コスト低減のためスワップ取引を利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。なお、金利スワップのうち特例処理を採用しているものについては、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、その個別案件ごとに判断し、10年以内の合理的な年数で均等償却しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当社および一部の国内連結子会社はグループ通算制度を適用しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕等の適用)

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

〔グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い〕の適用)

〔グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い〕(実務対応報告第46号 2024年3月22日。)を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響は軽微であります。

〔会計上の見積りに関する注記〕

1. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度 (百万円)
商品及び製品	12,059
仕掛品	294
原材料及び貯蔵品	1

(注) 連結総資産残高の15.6%を占めております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、一定の保有期間を超えて滞留している商品及び製品、原材料(以下「滞留在庫」という)については、収益性の低下の事実を反映するように、過去の販売実績及び廃棄実績に基づき決定した方針により、定期的に帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。

顧客からの所要状況や仕入先の供給状況及び市場動向を総合的に勘案し、適正な在庫水準の維持を図っていますが、当社グループが属するエレクトロニクス業界は技術革新や事業環境の変化が極めて速く、顧客が求める機能も多様化・複雑化しており、予期せぬ市場規模の縮小が生じる場合があります。このため、製品需要が経営者のコントロール不能な要因によって大きく変動した場合、保有している棚卸資産の一部に滞留が生じます。

その結果、滞留在庫の評価方針が実態と乖離した場合、収益性の低下を連結計算書類に適切に反映できなくなる可能性があります。今後、将来の製品需要が低下した場合、翌連結会計年度の連結計算書類の損益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度 (百万円)
繰延税金資産（繰延税金負債相殺前）	1,241

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金が、将来の課税所得の見積額及び将来加算一時差異の解消見込額と相殺され、税負担額を軽減することができるかと認められる範囲内で計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得、タックス・プランニング及び将来加算一時差異の解消スケジュール等に基づき判断しております。また、将来の課税所得の見積りは、経営環境等の外部要因に関する情報や内部情報を考慮して見積りを行っております。

課税所得が生じる時期及び金額は、事業計画や経営環境の悪化等によって影響を受ける可能性があり、見積りの前提に大きな変化が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類の損益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. MAGnetIC Holding B.V.の取得により認識されたのれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度 (百万円)
のれん	1,314

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算定方法

のれんは、企業結合日における取得価額の配分手続を適切に行った上で、取得原価と純資産の差額から算出しております。のれんの償却期間は、当該事業計画に基づく投資資本の回収期間を算定して決定しております。

連結子会社の取得に伴い発生したのれんの帳簿価額については、同社の事業に関連する資産グループにのれんを加えたより大きな単位でグルーピングを行っており、減損の兆候の有無を判定しています。兆候が認められる場合には将来キャッシュ・フローに基づく回収可能価額の見積りにより、減損損失の認識の要否を判断しております。兆候の判定にあたっては、事業計画との乖離、経営環境の悪化等を考慮しており、減損の兆候は生じていないと判断しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損の兆候の有無を判定するにあたっては、最新の事業計画に基づき、対象事業の売上高成長率、売上総利益率、営業利益率、人員計画、個別案件ごとの売上計上見通しや新規商談の進捗状況など見積りの前提を用いて、経営環境の著しい悪化を含む減損の兆候に該当する事項が発生していないかを総合的に判断しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類における影響

上記の主要な仮定は、経営者の判断に基づき現時点で入手可能な情報を踏まえた合理的な見積りによって設定されたものですが、事業環境の変動、顧客動向の不確実性等により、将来の実績が当初の見積りと乖離する可能性があります。その結果として、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれんの帳簿価額に重要な影響を与える可能性があります。

〔追加情報〕

(役員向け株式交付信託)

当社は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び当社と委託契約を締結している執行役員並びに当社国内子会社の取締役（非業務執行の取締役及び社外取締役を除く。）及び当社国内子会社と委託契約を締結している執行役員（これらを総称して、以下「取締役等」という。）を対象にした信託を用いた業績連動型株式報酬制度「役員向け株式交付信託」を2022年10月14日より導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される株式報酬制度です。本制度に基づく当社株式の交付は、2023年5月末日で終了する事業年度から2027年5月末日で終了する事業年度までの5事業年度の間在任する取締役等に対して行います。

ポイントは当社の中期経営計画の対象とする期間（以下「中期経営計画期間」という。）毎に付与するものとし、ポイント付与日は原則として各中期経営計画期間の満了直後の当社の定時株主総会直後に開催される取締役会開催日とします。

初回の中期経営計画期間については、「中期経営計画2023」の最終年度である2023年度において掲げている「売上高」「営業利益」「自己資本利益率（ROE）」の3つの指標について当社が定める目標を全て達成した場合にポイントを付与することとします。同様に、次回の中期経営計画期間（2024年7月発表済みの「中期経営計画2026」）については、その最終年度である2026年度において当社が設定する指標について当社が定める目標を全て達成した場合にポイントを付与することとします。

なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役、執行役員その他の取締役会が定める地位のいずれでもなくなる時です。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は582百万円、株式数は475,100株であります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

顧客との契約から生じた債権の残高は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	330百万円
売掛金	36,615百万円
電子記録債権	5,742百万円

〔連結損益計算書に関する注記〕

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
神奈川県鎌倉市	遊休資産	土地	19

当社グループは、原則として、遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、上記遊休資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（19百万円）として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、契約に基づく価額により算定しております。

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)
普通株式	17,946	—	—	17,946

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2024年7月12日開催取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 741百万円
- ・1株当たり配当金額 50円
- ・基準日 2024年5月31日
- ・効力発生日 2024年8月5日

(注) 2024年7月12日開催の取締役会決議による配当金の総額には、株式報酬制度に関連して信託が保有する当社株式に対する配当金25百万円が含まれております。

2024年12月18日開催取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 594百万円
- ・1株当たり配当金額 40円
- ・基準日 2024年11月30日
- ・効力発生日 2025年2月14日

(注) 2024年12月18日開催の取締役会決議による配当金の総額には、株式報酬制度に関連して信託が保有する当社株式に対する配当金20百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年7月14日開催取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 683百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当金額 46円
- ・基準日 2025年5月31日
- ・効力発生日 2025年8月5日

(注) 2025年7月14日開催の取締役会決議による配当金の総額には、株式報酬制度に関連して信託が保有する当社株式に対する配当金23百万円が含まれております。

3. 新株予約権に関する事項

記載すべき事項はありません。

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金計画に基づいて金融機関からの借入等により必要な資金を調達しております。また、一時的な余剰資金は安全かつ確実な資金運用を行い、投機目的の資金運用は行わないものとしております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建営業債権債務は為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に営業取引に係る資金調達であります。なお、借入金の一部は金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「3. 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、販売管理規程に従い、営業債権について、各営業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、為替相場の状況により、輸出及び輸入に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権債務に対して先物為替予約を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券	3,074	3,074	－
資産計	3,074	3,074	－
社債	1,400	1,376	△23
長期借入金 (注) 2	2,867	2,832	△34
負債計	4,267	4,209	△57
デリバティブ取引 (注) 3	10	10	－

- (注) 1. 「現金」については注記を省略しており、「預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金（1年内返済予定の長期借入金を除く）」、「未払費用」、「未払法人税等」、「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 1年内返済予定の長期借入金と長期借入金の合計額で表示しております。
3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、正味の債務となる場合は△を付しております。
4. 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	133

非上場株式については、「投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2025年5月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	3,074	－	－	3,074
デリバティブ取引	－	10	－	10
資産計	3,074	10	－	3,084

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2025年5月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	－	1,376	－	1,376
長期借入金	－	2,809	－	2,809
負債計	－	4,186	－	4,186

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

デリバティブ取引

店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しております。これらの取引につきましては、レベル2の時価に分類しております。

〔収益認識に関する注記〕

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計
	産業 インフラ 事業	エンター プライズ 事業	モビリティ 事業	グローバル 事業	計	
顧客との契約から生じる収益	28,663	39,125	39,452	49,001	156,242	156,242
外部顧客への売上高	28,663	39,125	39,452	49,001	156,242	156,242

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕 3. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を認識するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

	当連結会計年度	
	期首残高 (百万円)	期末残高 (百万円)
顧客との契約から生じた債権	41,442	42,688
受取手形	525	330
売掛金	35,164	36,615
電子記録債権	5,753	5,742
契約負債	426	127

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、連結貸借対照表上は流動負債の「その他」に含まれております。当連結会計年度において認識した収益の額のうち期首の契約負債残高に含まれていた額は405百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループの残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産 | 2,251円59銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 175円99銭 |

(注) 1株当たり純資産の算定上、株式報酬制度に関連して信託が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当連結会計年度 507,300株)。

また、1株当たり当期純利益の算定上、株式報酬制度に関連して信託が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当連結会計年度 511,354株)。

〔企業結合に関する注記〕

(企業結合に係る暫定的な会計処理の確定)

当社は、2024年5月1日に行われたオランダの半導体設計会社MAGnetIC Holding B.V.との企業結合(みなし取得日2024年5月31日)について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されており、前連結会計年度末の連結貸借対照表で暫定的に算定されたのれんの金額1,964百万円は、会計処理の確定により448百万円減少し、1,516百万円となっております。のれんの金額の減少は、顧客関連資産が433百万円、技術関連資産が308百万円、無形固定資産その他が9百万円、繰延税金負債が191百万円、および非支配株主持分が112百万円それぞれ増加したことによるものです。

(電動工具並びに園芸器具用トリガースイッチ開発・設計・製造・販売関連事業の譲渡)

当社は、2024年8月30日付けで、当社グループの電動工具並びに園芸器具用トリガースイッチの開発・設計・製造・販売関連事業(以下「対象事業」という。)に関して、会社分割により新設したSHIBA株式会社(以下「SHIBA社」という。)に承継させた上で、SHIBA社の発行済株式の全部をオータックス株式会社(以下「OTAX社」という。)に譲渡しました。

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称および株式譲渡先企業の名称

① 分離先企業の名称

SHIBA株式会社

② 株式譲渡先企業の名称

オータックス株式会社

(2) 分離した事業の内容

当社の電動工具並びに園芸器具用トリガースイッチの開発・設計・製造・販売関連事業

(3) 事業分離を行った主な理由

当社は、2024年1月16日に実施した2024年5月期第2四半期決算説明会において、企業価値最大化に向けた取り組みの一環として、事業ポートフォリオ経営の推進を公表いたしました。当社は、グループ全体の売上成長性と資本収益性を中長期的に向上させることを目的に、事業ポートフォリオの見直しを進めてまいりました。その過程で、対象事業が保有する技術力やお客様との強固な関係性等の強みを最大限活用するためには、産業用スイッチの製造・販売メーカーとして、強みを有するOTAX社に事業運営いただくことが更なる対象事業の成長につながると判断したため、今回の合意に至ったものであります。

(4) 事業分離日

2024年8月30日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

事業譲渡益 19百万円

(2) 移転した事業に係る資産および負債の適正な帳簿価額ならびにその主な内訳

流動資産 1,725百万円

固定資産 167百万円

資産合計 1,893百万円

固定負債 102百万円

負債合計 102百万円

(3) 会計処理

「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2013年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき処理を行っております。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

エンタープライズ事業

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている当該事業に係る損益の概算額

売上高 959百万円

営業損失(△) △90百万円

(共通支配下の取引等)

当社は、連結子会社であるSM Electronic Technologies Pvt. Ltd. (以下「SMエレクトロニクス社」という。)について、株式を追加取得しました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 SMエレクトロニクス社 (当社の連結子会社)
事業の内容 電子部品卸販売

(2) 企業結合日

2024年10月1日 (みなし取得日)

(3) 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

(4) 結合後企業の名称

変更ありません。

(5) その他の取引の概要に関する事項

追加取得した株式の議決権比率は25.0%であり、当該取引によりSMエレクトロニクス社の議決権比率は75.1%となりました。当該追加取得は、インドの成長市場を攻略し、事業を拡大することで、当社グループの企業価値向上を図るとともに、グループ全体のガバナンスを一層強化することを目的としています。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日) および「企業結合会計基準および事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日) に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,085百万円
取得原価		1,085百万円

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

632百万円

【重要な後発事象に関する注記】

記載すべき事項はありません。

計算書類

株主資本等変動計算書 (2024年6月1日から2025年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
					配当準備 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
2024年6月1日残高	2,611	3,606	37	3,644	208	100	22	15,000	3,682	19,014
事業年度中の変動額										
剰余金の配当									△1,335	△1,335
当期純利益									1,258	1,258
自己株式の取得										
自己株式の処分			23	23						
その他							△0		0	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	23	23	-	-	△0	-	△76	△77
2025年5月31日残高	2,611	3,606	61	3,667	208	100	22	15,000	3,606	18,937

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
2024年6月1日残高	△4,940	20,329	1,795	-	22	1,817	22,147
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△1,335					△1,335
当期純利益		1,258					1,258
自己株式の取得	△67	△67					△67
自己株式の処分	80	104					104
その他							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△710	1	△0	△708	△708
事業年度中の変動額合計	13	△40	△710	1	△0	△708	△749
2025年5月31日残高	△4,927	20,288	1,085	1	21	1,108	21,397

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法
時価法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 商品・製品・原材料
移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - (2) 仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間に基づく定額法、ソフトウェア（市場販売目的）については、見込販売数量に基づく償却額と残存見込販売有効期間に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上する方法を採用しております。なお、当初における見込販売有効期間は3年としております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における年間支給見込額に基づき当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

(3) 役員株式給付引当金

当社株式の交付及び給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額一括費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理することとしております。

(5) 事業譲渡損失引当金

会社分割後の株式譲渡に伴い今後発生すると予想される損失見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、半導体、電子部品の販売および製品の開発、設計、製造、販売を行う事業を主とし、産業インフラ事業の一部で電子機器の販売および製品の開発、設計、製造、販売を行っております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

主に商品及び製品の支配が顧客に移転した時点である着荷時に収益を認識しております。また、輸出版取引においては、実質的な検収が求められる取引を除き、インコタームズに基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

産業インフラ事業の一部においては、顧客が商品及び製品を検収した時点で収益を認識しております。また、保守サービス等の契約期間にわたり役務提供を行う契約においては、契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

なお、商品又はサービスの販売のうち代理人として行われる取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

本人か代理人かの判断にあたっては、下記の指標に基づき総合的に判断しております。

- ・商品又はサービスの契約の履行に対して、主たる責任を有しているか
- ・商品又はサービスが顧客に移転される前後において、在庫リスクを有しているか
- ・商品又はサービスの価格の設定において、裁量権を有しているか

また、取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象

為替予約

外貨建債権債務及び外貨建予定取引

金利スワップ

借入金の金利

(3) ヘッジ方針

為替予約取引については、為替相場の変動によるリスク回避を目的とし、通常の外貨建営業取引に係る契約等を踏まえ、必要な範囲内で為替予約取引を利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

金利スワップ取引については、資金調達に限定し、資金調達コスト低減のためスワップ取引を利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。なお、金利スワップのうち特例処理を採用しているものについては、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

8. グループ通算制度の適用

当社はグループ通算制度を適用しております。

【会計方針の変更に関する注記】

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

〔グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い〕の適用)

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号 2024年3月22日)を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

【会計上の見積りに関する注記】

1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度 (百万円)
商品及び製品	2,716
仕掛品	294
原材料及び貯蔵品	1

(注) 総資産残高の6.3%を占めております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

滞留在庫の評価に係る会計上の見積りの内容は、連結注記表に記載した事項と同一であるため、記載を省略しております。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度 (百万円)
繰延税金資産 (繰延税金負債相殺前)	763

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性に係る会計上の見積りの内容は、連結注記表に記載した事項と同一であるため、記載を省略しております。

3. MAGnetIC Holding B.V.に係る関係会社株式の関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度 (百万円)
関係会社株式	2,108

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算定方法

市場価格のない関係会社株式は、取得価額と超過収益力を反映した実質価額を比較し、株式の実質価額が著しく低下したと判断したとき、回復する見込みがあると認められる場合を除き、実質価額まで減損処理をする方針としております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

実質価額に含まれる超過収益力の毀損の有無を判断するにあたっては、最新の事業計画に基づき判断しており、当該事業計画の主要な仮定は、「連結注記表〔会計上の見積りに関する注記〕3. MAGnetIC Holding B.V.の取得により認識されたのれんの評価」に記載のとおりであります。

③ 翌事業年度の計算書類における影響

上記の主要な仮定は、経営者の判断に基づき現時点で入手可能な情報を踏まえた合理的な見積りによって設定されたものですが、事業環境の変動、顧客動向の不確実性等により、将来の実績が当初の見積りと乖離する可能性があります。その結果として、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	932百万円
関係会社に対する短期金銭債務	552百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,320百万円

3. 保証債務

下記子会社の金融機関からの借入金及び仕入債務等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

佐鳥パイニックス株式会社	297百万円
佐鳥S Pテクノロジー株式会社	7,376
TAIWAN SATORI CO., LTD.	408
HONG KONG SATORI CO., LTD.	1
SHANGHAI SATORI CO., LTD.	0
KOREA SATORI CO., LTD.	92
SMET SINGAPORE PTE. LTD.	3,614

計 11,790

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高

営業取引（収入分）	6,609百万円
営業取引（支出分）	3,739百万円
営業取引以外の取引（収入分）	1,078百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)
普通株式	3,622	32	62	3,592

(注) 1. 当事業年度期首及び期末の自己株式には、信託が保有する当社株式507千株が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加による内訳は次のとおりであります。

雇用型執行役員向け株式報酬制度に基づく信託による取得増加	32千株
単元未満株式の取得による増加	0千株
役員向け株式報酬制度に基づく役員への株式交付等に伴う減少	30千株
雇用型執行役員向け株式報酬制度に基づく信託への搬出による減少	32千株

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	454百万円
棚卸資産評価減	173
未払賞与	107
退職給付引当金繰入超過額	405
減損損失	53
その他	286
繰延税金資産小計	1,479
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△337
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△378
評価性引当額小計	△716
繰延税金資産合計	763
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△10
その他有価証券評価差額金	△480
その他	△10
繰延税金負債合計	△501
繰延税金資産純額	262

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理ならびに開示を行っております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年6月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

当社の子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称又は氏名	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	佐鳥パイニックス株式会社	東京都港区	310	卸売業	(所有)直接100.0	兼任3人	商品の販売及び仕入債務保証資金の援助	資金の貸付(注)2 (注)3	969	関係会社短期貸付金	950
	株式会社スター・エレクトロニクス	東京都港区	310	卸売業	(所有)直接100.0	兼任3人	商品の販売及び仕入資金の援助	資金の貸付(注)2 (注)3	1,569	関係会社短期貸付金	600
	佐鳥S Pテクノロジー株式会社	東京都港区	350	卸売業	(所有)直接85.0	兼任3人	商品の販売及び仕入債務保証資金の援助	債務保証(注)1	7,376	—	—
								資金の貸付(注)2 (注)3	2,984	関係会社短期貸付金	2,570
	KOREA SATORI CO., LTD.	韓国ソウル	KRW 3,000,000千	卸売業	(所有)直接100.0	兼任2人	商品の仕入債務保証資金の援助	資金の貸付(注)2 (注)3	1,083	関係会社短期貸付金	1,007
SMET SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール共和国	USD 2,858千	卸売業	(所有)間接100.0	—	商品の販売債務保証資金の援助	債務保証(注)1	3,614	—	—	
							資金の貸付(注)2 (注)3	2,307	関係会社長期貸付金	2,307	

- (注) 1. 当社は連結子会社の銀行借入及び仕入債務等に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案し、決定しております。
3. 取引金額は期中の平均残高を記載しております。

〔収益認識に関する注記〕

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 [収益認識に関する注記]」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産 | 1,490円74銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 87円77銭 |

(注) 1株当たり純資産の算定上、株式報酬制度に関連して信託が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当事業年度 507,300株)。

また、1株当たり当期純利益の算定上、株式報酬制度に関連して信託が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当事業年度 511,354株)。

〔重要な後発事象に関する注記〕

記載すべき事項はありません。

〔連結配当規制適用会社に関する注記〕

当社は、連結配当規制適用会社であります。